

令和6年度から適用される個人住民税の税制改正

令和6年度(令和5年1月1日から令和5年12月31日の間に得た収入)の個人住民税から適用される主な改正点をお知らせします。

- 上場株式等の配当所得等に係る課税方式の統一
- 国外居住親族に係る扶養控除等の見直し
- 森林環境税の創設

■ 上場株式等の配当所得等に係る課税方式の統一

令和5年分以降の所得について、所得税と住民税で異なる課税方式を選択することはできません。

これまでは、上場株式等の配当所得等や譲渡所得等について、所得税と住民税で異なる課税方式の選択が可能でしたが、令和6年度から所得税と住民税の課税方式を一致させることになりました。

そのため、所得税で上場株式等の配当所得等や譲渡所得等を確定申告すると、これらの所得は住民税でも所得に算入され、配偶者控除や扶養控除などの適用、非課税判定、各種行政サービス、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料などの算定に影響する場合があります。

■ 国外居住親族に係る扶養控除等の見直し

扶養控除等の対象となる国外居住親族の要件が厳格化され、原則として30歳以上70歳未満の者は、控除対象扶養親族及び非課税限度額の算定の基礎となる扶養親族から除外することになりました。

ただし、次のいずれかに該当する者は、扶養親族の適用対象者となります。

- ・留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者
- ・障がい者
- ・その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を「38万円以上」受けている者

※上記適用対象者については、親族関係書類、送金関係書類等の添付又は提示が必要です。

国税庁：国外居住親族に係る扶養控除等の適用について

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/kokugai/index.htm>

■ 森林環境税の創設

- 令和6年度から、国内に住所を有する個人に対して新たに、森林環境税【国税】1人年額1,000円が課税され、市・県民税の均等割と合わせて市が徴収します。

なお、個人市・県民税の均等割は、東日本大震災復興基本法に基づき、平成26年度

から令和5年度まで臨時的に1人年額1,000円引き上げられていました。この臨時措置は令和5年度で終了します。

令和6年度以降の市県民税均等割及び森林環境税の課税額

個人住民税均等割 [年額]		令和5年度以前	令和6年度以降
国税	森林環境税	—	1,000 円
県民税	個人住民税 均等割額	2,000 円	1,500 円
(うち福岡県森林環境税)		(500 円)	(500 円)
市民税		3,500 円	3,000 円
計		5,500 円	5,500 円

●森林環境税 ～国民一人一人が森を支える。森林環境税～

温室効果ガス削減目標の達成や災害防止を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立しました。

森林環境税は、全額が国によって森林環境譲与税(令和元年度より譲与開始)として、市区町村や都道府県へ譲与されます。

森林環境譲与税は、それぞれの地域の実情に応じて間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する事業を幅広く弾力的に実施するための財源として活用されています。

森林環境譲与税:うきは市の取り組み

<https://www.city.ukiha.fukuoka.jp/kiji0034659/index.html>

【参考】総務省:森林環境税及び森林環境譲与税について

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/04000067.html

【参考】林野庁:森林環境税及び森林環境譲与税について

https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyousei/kankyousei_jouyousei.html

お問い合わせ先 税務課住民税係 ☎0943-75-4977